

e-でんき for 日産 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・エリアごとの約款統合による条項の変更および記載項目の変更
- ・一部内容改定、適用単価の変更
- ・別紙2料金メニュー表の新設

2. 電気料金メニュー約款 (e-でんき for 日産) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	電気料金メニュー約款 (e-でんき for 日産 東北エリア版) (e-でんき for 日産 東京エリア版) (e-でんき for 日産 関西エリア版) (e-でんき for 日産 中国エリア版)	電気料金メニュー約款 e-でんき for 日産 (東北/東京/関西/中国エリア版)
第1条 東北 東京 関西 中国	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで（東北エリア）東北電力ネットワーク株式会社、（東京エリア）東京電力パワーグリッド株式会社、（関西エリア）関西電力送配電株式会社、（中国エリア）中国電力ネットワーク株式会社の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、 <u>割引額</u> 、 <u>燃料費調整額</u> および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで <u>東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社および中国電力ネットワーク株式会社</u> の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 <u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>
第2条 東京 中国	5.FIT 電源 再生可能エネルギーの固定買取制度の認定を受けた発電設備をいいます。 6.非化石証書 非化石電源により発電された電気から、環境価値を分離し証書にしたものをいいます。 7.卸電力取引所 日本卸電力取引所が運営する電力の現物取引、先渡し取引などを仲介する市場をいいます。	第2条 第5項~第7項 削除
第4条 第1項 東北 東京	1.e-でんき for 日産東北基本 B/東京基本 B (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。	1.e-でんき for 日産 東北基本 B/東京基本 B (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は <u>以下のとおりといたします。</u>



	<table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>29 円 20 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>35 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>39 円 57 銭</td> </tr> </table> <p>(c)最低月額料金</p> <p>(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <p>(東北エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>359 円 58 銭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(東京エリア)</td> </tr> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>328 円 08 銭</td> </tr> </table>	120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 20 銭	120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 60 銭	上記超過 1 キロワット時につき	39 円 57 銭	1 契約につき	359 円 58 銭	(東京エリア)		1 契約につき	328 円 08 銭	<p>(c)最低月額料金</p> <p>(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>
120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 20 銭													
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 60 銭													
上記超過 1 キロワット時につき	39 円 57 銭													
1 契約につき	359 円 58 銭													
(東京エリア)														
1 契約につき	328 円 08 銭													
<p>第4条 第2項</p> <p>東北 東京</p>	<p>2.e-でんき for 日産東北セット B/東京セット B</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>(4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のと</p>	<p>2.e-でんき for 日産東北セット B/東京セット B</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>東北、東京エリア</td> <td>標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ)</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および</p>	東北、東京エリア	標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ)										
東北、東京エリア	標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ)													

おりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(東北エリア)

契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭

(東京エリア)

契約電流 20 アンペア	623 円 50 銭
契約電流 30 アンペア	935 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,247 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,558 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,870 円 50 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(東北エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	28 円 96 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 44 銭
上記超過 1 キロワット時につき	39 円 25 銭

(東京エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	28 円 65 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 81 銭
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 65 銭

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(東北エリア)

1 契約につき	359 円 58 銭
---------	------------

(東京エリア)

1 契約につき	328 円 08 銭
---------	------------

算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

第4条  
第4項

東北  
東京

3.e-でんき for 日産東北基本C/東京基本C  
(1)適用条件 (東北エリア)  
電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が2キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

3.e-でんき for 日産東北基本C/東京基本C  
(1)適用条件  
電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3) 契約容量（東北エリア）  
契約容量は、電流を制限する計量器（実量制）、または電流制限器の定格電流（契約主開閉器）、のいずれかにもとづき、以下により算定された値とします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
電流を制限する計量器（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000  
電流制限器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000  
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  
電流を制限する計量器（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000  
電流制限器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

(4) 電気料金  
1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ （新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ）
----------	---

(3) 契約容量  
契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000  
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4) 電気料金  
1 月の料金は、別紙 2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

	<p>料費調整額を加えたものとしします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 (東北エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 353 839 427"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>369 円 60 銭</td> </tr> </table> <p>(東京エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 465 839 539"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>295 円 24 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 (東北エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 719 839 972"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>29 円 51 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 21 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>40 円 12 銭</td> </tr> </table> <p>(東京エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 1010 839 1263"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>29 円 20 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>34 円 81 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>39 円 57 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 51 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 21 銭	上記超過 1 キロワット時につき	40 円 12 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 20 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 81 銭	上記超過 1 キロワット時につき	39 円 57 銭	<p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。</p>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 51 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 21 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	40 円 12 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 20 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 81 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	39 円 57 銭																	
<p>第 4 条 第 5 項  東北 東京</p>	<p>3.e-でんき for 日産東北セット C/東京セット C (1)適用条件（東北エリア） (a)契約容量が 2 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（中部、北陸エリアは 60 ヘルツ）といたします。</p> <p>(3)契約容量（東北エリア） 契約容量は、電流を制限する計量器（実量制）、</p>	<p>4.e-でんき for 日産東北セット C/東京セット C (1)適用条件 (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="903 1839 1461 2018"> <tr> <td>東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ （新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ）</td> </tr> </table> <p>(3)契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづ</p>	東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ （新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ）														
東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ （新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ）																	

または電流制限器の定格電流（契約主開閉器）、のいずれかにもとづき、以下により算定された値とします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a)供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

電流を制限する計量器（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

電流制限器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

電流を制限する計量器（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

電流制限器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

#### (4)電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載の X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

（東北エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭
---------------------	------------

（東京エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311 円 75 銭
---------------------	------------

##### (b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

（東北エリア）

き、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a)供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

#### (4)電気料金

1 月の料金は、別紙 2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a)基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### (b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

	<table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>28 円 96 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>35 円 44 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>39 円 25 銭</td> </tr> </table> <p>(東京エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>28 円 65 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>34 円 81 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>38 円 65 銭</td> </tr> </table>	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 96 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 44 銭	上記超過 1 キロワット時につき	39 円 25 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 65 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 81 銭	上記超過 1 キロワット時につき	38 円 65 銭	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 96 銭													
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 44 銭													
上記超過 1 キロワット時につき	39 円 25 銭													
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 65 銭													
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 81 銭													
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 65 銭													
<p>第 4 条 第 1 項</p> <p>関西 中国</p>	<p>1. e-でんき for 日産関西基本 A/中国基本 A (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 料 金 最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(関西エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律</td> <td>433 円 41 銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 70 銭</td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	433 円 41 銭	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 70 銭	<p><u>5.e-でんき for 日産関西基本 A/中国基本 A</u> (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>関西、中国エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)料金 最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p>	関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ				
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	433 円 41 銭												
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 70 銭												
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ													

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>24 円 93 銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記超過 1 キロワット時 につき</td> <td>27 円 83 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>最低 料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律</td> <td>695 円 83 銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力 量料 金</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>31 円 79 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>38 円 14 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時 につき</td> <td>40 円 15 銭</td> </tr> </table>		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 93 銭		上記超過 1 キロワット時 につき	27 円 83 銭	最低 料金	1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律	695 円 83 銭	電力 量料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 79 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 14 銭	上記超過 1 キロワット時 につき	40 円 15 銭	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 93 銭																
	上記超過 1 キロワット時 につき	27 円 83 銭																
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律	695 円 83 銭																
電力 量料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 79 銭																
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 14 銭																
	上記超過 1 キロワット時 につき	40 円 15 銭																
第 4 条 第 2 項  関西 中国	<p>2.e-でんき for 日産関西セット A/中国セット A (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線 式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまた は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむを えない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、 標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料 金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発 電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能 エネルギー発電促進賦課金の合計とします。た だし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調 整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本 約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価 算出係数等) に記載の X 円 (以下単に「X 円」 といたします。)を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃 料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額 を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調 整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたも のとしします。</p> <p>(a) 料 金 最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電 力量によって算定いたします。 (関西エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>最低 料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律</td> <td>433 円 41 銭</td> </tr> <tr> <td>電力 量料 金</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 29 銭</td> </tr> </table>	最低 料金	1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律	433 円 41 銭	電力 量料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 29 銭	<p>6.e-でんき for 日産関西セット A/中国セット A (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線 式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまた は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむを えない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、 以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>関西、中国エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定め る最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再 生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって 算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計とします。ただし、電力量料金は、本約 款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された 平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別 紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費 調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃 料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価 格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料 費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を 加えたものとしします。</p> <p>(a)料金 最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用 電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもと づき算定いたします。</p>	関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ								
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律	433 円 41 銭																
電力 量料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 29 銭																
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ																	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 98 357 282"></td> <td data-bbox="357 98 687 208">120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="687 98 863 208">24 円 42 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 208 357 282"></td> <td data-bbox="357 208 687 282">上記超過 1 キロワット時 につき</td> <td data-bbox="687 208 863 282">27 円 26 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 320 357 394">最低 料金</td> <td data-bbox="357 320 687 394">1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律</td> <td data-bbox="687 320 863 394">712 円 67 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 394 357 689" rowspan="3">電力 量料 金</td> <td data-bbox="357 394 687 504">15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="687 394 863 504">31 円 79 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 504 687 613">120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="687 504 863 613">38 円 13 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 613 687 689">上記超過 1 キロワット時 につき</td> <td data-bbox="687 613 863 689">40 円 15 銭</td> </tr> </table>		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 42 銭		上記超過 1 キロワット時 につき	27 円 26 銭	最低 料金	1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律	712 円 67 銭	電力 量料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 79 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 13 銭	上記超過 1 キロワット時 につき	40 円 15 銭	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 42 銭																
	上記超過 1 キロワット時 につき	27 円 26 銭																
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで一律	712 円 67 銭																
電力 量料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 79 銭																
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 13 銭																
	上記超過 1 キロワット時 につき	40 円 15 銭																
<p>第 4 条 第 4 項</p> <p>関西 中国</p>	<p>4.e-でんき for 日産関西基本 B/中国基本 B</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線 式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまた は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむを えない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、 標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料 金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発 電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能 エネルギー発電促進賦課金の合計とします。た だし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調 整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本 約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価 算出係数等)に記載の X 円を下回る場合は、本 約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された 燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別 紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均 燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調 整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および 算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のと おりといたします。ただし、まったく電気を使用 しない場合の基本料金は、半額といたします。 (関西エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 1966 644 2040">契約容量 1 キロボルトアン ペアにつき</td> <td data-bbox="644 1966 836 2040">447 円 21 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 2078 644 2116">契約容量 1 キロボルトアン</td> <td data-bbox="644 2078 836 2116">447 円 97 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアン ペアにつき	447 円 21 銭	契約容量 1 キロボルトアン	447 円 97 銭	<p>7.e-でんき for 日産関西基本 B/中国基本</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線 式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまた は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむを えない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、 以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="890 1099 1171 1173">関西、中国エリア</td> <td data-bbox="1171 1099 1474 1173">標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定め る基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再 生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって 算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計とします。ただし、電力量料金は、本約 款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された 平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別 紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費 調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃 料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価 格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料 費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を 加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および 算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。た だし、まったく電気を使用しない場合の基本料 金は、半額といたします。</p>	関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ										
契約容量 1 キロボルトアン ペアにつき	447 円 21 銭																	
契約容量 1 キロボルトアン	447 円 97 銭																	
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ																	



	<p>(関西エリア)</p> <table border="1" data-bbox="263 134 834 212"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>447 円 21 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="263 248 834 327"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>447 円 97 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(関西エリア)</p> <table border="1" data-bbox="263 506 834 763"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>16 円 91 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 96 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 33 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="263 799 834 1057"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>29 円 15 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>34 円 94 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 71 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 21 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 97 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 91 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 96 銭	上記超過 1 キロワット時につき	22 円 33 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 15 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 94 銭	上記超過 1 キロワット時につき	36 円 71 銭	<p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 21 銭																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 97 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 91 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 96 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	22 円 33 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 15 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 94 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	36 円 71 銭																	
<p>第 4 条 第 3 項</p> <p>東北 関西 中国</p>	<p>3.e-でんき for 日産東北 EV/関西 EV/中国 EV</p> <p>(1)適用条件 (東北エリア)</p> <p>(a)最大需要が 6 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ (東北エリア 50 ヘルツ) といたします。</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価</p>	<p>9.e-でんき for 日産東北 EV/関西 EV/中国 EV</p> <p>(1)適用条件</p> <p>(a)最大需要が 50 キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="901 1559 1465 1783"> <tr> <td>東北エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td>関西、中国エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額</p>	東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ)	関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ												
東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ)																	
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ																	



といたします。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

(a)料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

昼間 時間	1キロワット時につき	40円68銭
夜間 時間	1キロワット時につき	28円46銭

を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

(a)料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

6.e-でんき for 日産東京 EV プラン C

(1)適用条件

(b)お客さままたはお客さまと同居する家族が、本契約の申込日までに、媒介業者より電気自動車(対象車種は別途当社が指定するものとし、以下「EV」という。)を購入(リース契約を含む)し、または媒介業者との間でEVの購入契約が成立していること。

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(4)電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

(a)料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

昼間	1キロワット時につき	40円68銭
----	------------	--------

10.e-でんき for 日産東京 EV プラン C

(1)適用条件

(b)お客さままたはお客さまと同居する家族が、本契約の申込日までに、媒介業者よりEVを購入(リース契約を含む)し、または媒介業者との間でEVの購入契約が成立していること。

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東京エリア	標準周波数50ヘルツ (群馬県の一部は60ヘルツ)
-------	------------------------------

(4)電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

(a)料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

	時間		
	夜間 時間	1 キロワット時につき	28 円 46 銭

<p>第 4 条 第 5 項</p> <p>東北 東京 関西 中国</p>	<p>6. e-でんき for 日産東北低圧電力/東京低圧電力/ 関西低圧電力/中国低圧電力</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量 料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー 発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可 能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費 調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が <u>本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整 単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所 を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定 める X 円 (以下単に「X 円」といいます。)</u> を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上 回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.に よって算定された燃料費調整額を加えたもの とします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定およ び算定期間) に定める算定期間 1 月につき次 のとおりといたします。ただし、まったく電 気を使用しない場合の基本料金は、半額とい たします。 (東北エリア)</p> <table border="1" data-bbox="263 1254 837 1332"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットに つき</td> <td>1,235 円 85 銭</td> </tr> </table> <p>(東京エリア)</p> <table border="1" data-bbox="263 1366 837 1444"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットに つき</td> <td>1,081 円 54 銭</td> </tr> </table> <p>(関西エリア)</p> <table border="1" data-bbox="263 1478 837 1556"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットに つき</td> <td>1,044 円 64 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="263 1590 837 1668"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットに つき</td> <td>1,075 円 04 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によっ て算定することとし、夏季に使用された電力量 には夏季料金を、その他季に使用された電力量 にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。こ の場合、夏季とは、第 2 条 1 に記載の期間とし、 その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がとも に含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をそ の 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の 比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量 といたします。ただし、計量値を確認する場合</p>	契約電力 1 キロワットに つき	1,235 円 85 銭	契約電力 1 キロワットに つき	1,081 円 54 銭	契約電力 1 キロワットに つき	1,044 円 64 銭	契約電力 1 キロワットに つき	1,075 円 04 銭	<p>5. e-でんき for 日産東北低圧電力/東京低圧電力/ 関西低圧電力/中国低圧電力</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定め る基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再 生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって 算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計とします。ただし、電力量料金は、本約 款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された 平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別 紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費 調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃 料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価 格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料 費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を 加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定およ び算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。た だし、まったく電気を使用しない場合の基本料 金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によっ て別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定す ることとし、夏季に使用された電力量には夏季料 金を、その他季に使用された電力量にはその他季 料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏 季とは、第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季 とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、 その 1 月に夏季およびその他季がともに含ま れる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であ ん分してえた値をそれぞれの使用電力量といた</p>
契約電力 1 キロワットに つき	1,235 円 85 銭									
契約電力 1 キロワットに つき	1,081 円 54 銭									
契約電力 1 キロワットに つき	1,044 円 64 銭									
契約電力 1 キロワットに つき	1,075 円 04 銭									

には、その値によります。  
(東北エリア)

夏季料金	契約電力×125 キロワット時までの1キロワット時あたり	26 円 42 銭
	上記超過1キロワット時につき	40 円 83 銭
その他季料金	契約電力×125 キロワット時までの1キロワット時あたり	25 円 03 銭
	上記超過1キロワット時につき	38 円 66 銭

(東京エリア)

夏季料金	契約電力×125 キロワット時までの1キロワット時あたり	26 円 62 銭
	上記超過1キロワット時につき	41 円 24 銭
その他季料金	契約電力×125 キロワット時までの1キロワット時あたり	25 円 12 銭
	上記超過1キロワット時につき	38 円 88 銭

(関西エリア)

夏季料金	契約電力×125 キロワット時までの1キロワット時あたり	13 円 19 銭
	上記超過1キロワット時につき	21 円 53 銭
その他季料金	契約電力×125 キロワット時までの1キロワット時あたり	11 円 82 銭
	上記超過1キロワット時につき	19 円 29 銭

(中国エリア)

夏季料金	契約電力×125 キロワット時までの1キロワット時あたり	25 円 60 銭
	上記超過1キロワット時につき	40 円 20 銭
その他季料金	契約電力×125 キロワット時までの1キロワット時あたり	24 円 41 銭
	上記超過1キロワット時につき	38 円 27 銭

します。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

新設  
別紙 2  
  
料金  
メニュー  
表  
  
東北  
東京

新設  
別紙 2 料金メニュー表  
2.東北エリア  
(1) e-でんき for 日産東北基本 B / e-でんき for 日産東北セット B

関西  
中国

区分		e-でんき for 日産 東北 基本 B	e-でんき for 日産 東北 セット B
基本 料金	契約電流 20A	739.20 円	739.20 円
	契約電流 30A	1,108.80 円	1,108.80 円
	契約電流 40A	1,478.40 円	1,478.40 円
	契約電流 50A	1,848.00 円	1,848.00 円
	契約電流 60A	2,217.60 円	2,217.60 円
電力量料 金 (1kWh につ き)	最初の 120kWh まで	29.51 円	28.96 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	36.21 円	35.44 円
	300kWh 超過	40.12 円	39.25 円
最低月額料金		359.58 円	359.58 円

(2) e-でんき for 日産東北基本 C / e-でんき for 日産東北セット C

区分		e-でんき for 日産 東北 基本 C	e-でんき for 日産 東北 セット C
基本 料金	契約容量 1kVA につき	369.60 円	369.60 円
電力量料 金 (1kWh につ き)	最初の 120kWh まで	29.51 円	28.96 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	36.21 円	35.44 円
	300kWh 超過	40.12 円	39.25 円

(3) e-でんき for 日産東北 EV

区分		e-でんき for 日産 東北 EV
電力量料金 (1kWh につ き)	昼間時間	39.73 円
	夜間時間	31.58 円

(4) e-でんき for 日産東北低圧電力

区分		e-でんき for 日産東北 低圧電力
基本 料金	契約電力 1kW につき	1,235.85 円
電力量料 金 (1kW)	夏季 料金	契約電力 ×125kWh まで
		上記超過
		26.42 円
		40.83 円

hにつ き)	その 他季 料金	契約電力 ×125kWh まで	25.03 円
		上記超過	38.66 円

### 3.東京エリア

(1) e-でんき for 日産東京基本 B / e-でんき for 日産東京セット B

区分		e-でんき for 日産 東京 基本 B	e-でんき for 日産 東京 セット B
基本 料金	契約電流 20A	623.50 円	623.50 円
	契約電流 30A	935.25 円	935.25 円
	契約電流 40A	1,247.00 円	1,247.00 円
	契約電流 50A	1,558.75 円	1,558.75 円
	契約電流 60A	1,870.50 円	1,870.50 円
電力 量料 金 (1k Wh につ き)	最初の 120kWh まで	29.20 円	28.65 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	35.60 円	34.81 円
	300kWh 超過	39.57 円	38.65 円
最低月額料金		328.08 円	328.08 円

(2)e-でんき for 日産東京基本 C / e-でんき for 日産東京セット C

区分		e-でんき for 日産 東京 基本 C	e-でんき for 日産 東京 セット C
基本 料金	契約容量 1kVA につき	311.75 円	311.75 円
電力 量料 金 (1k Wh につ き)	最初の 120kWh まで	29.20 円	28.65 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	35.60 円	34.81 円
	300kWh 超過	39.57 円	38.65 円

(3) e-でんき for 日産東京 EV プラン/東京 EV プラン C

区分		e-でんき for 日産 東京 EV プラン	e-でんき for 日産 東京 プラン C
	昼間 時間	40.60 円	40.50 円

電力量料金 (1kWhにつ き)	夜間 時間	28.38 円	33.49 円
------------------------	----------	---------	---------

(4) e-でんき for 日産東京低圧電力

区分		e-でんき for 日産東京 低圧電力
基本 料金	契約電力 1kW につき	1,098.05 円
電力 量料 金 (1kW hにつ き)	夏季 料金	契約電力 ×125kWh まで 26.27 円 上記超過 40.71 円
	その 他季 料金	契約電力 ×125kWh まで 24.77 円 上記超過 38.36 円

4.関西エリア

(1)e-でんき for 日産関西基本 A/e-でんき for 日産関西セット A

区分		e-でんき for 日産 関西 基本 A	e-でんき for 日産 関西 セット A
最低 料金	最初の 15kWh まで一律	522.58 円	522.58 円
電力 量料 金 (1kW hにつ き)	15kWh をこえ 120kWh まで	19.60 円	19.19 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	24.83 円	24.32 円
	300kWh 超過	27.72 円	27.15 円

(2)e-でんき for 日産関西基本 B / e-でんき for 日産関西セット B

区分		e-でんき for 日産 関西 基本 B	e-でんき for 日産 関西 セット B
基本 料金	契約容量 1kVA につき	447.21 円	447.21 円
電力 量料 金 (1kW hにつ き)	最初の 120kWh まで	17.27 円	16.91 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	20.38 円	19.96 円
	300kWh 超過	22.81 円	22.33 円

(3) e-でんき for 日産関西 EV

区分		e-でんき for 日産 関西 EV
	昼間時間	25.70 円

電力量料金 (1kWhにつ き)	夜間時間	18.57 円
------------------------	------	---------

(4) e-でんき for 日産関西低圧電力

区分		e-でんき for 日産関西 低圧電力	
基本 料金	契約電力 1kw につき	1,044.64 円	
電力 量料 金 (1kW h につ き)	夏季 料金	契約電力 ×125kWh まで	13.19 円
		上記超過	21.53 円
電力 量料 金 (1kW h につ き)	その 他季 料金	契約電力 ×125kWh まで	11.82 円
		上記超過	19.29 円

7.中国エリア

(1)e-でんき for 日産中国基本 A / e-でんき for 日産中国セット A

区分		e-でんき for 日産 中国 基本 A	e-でんき for 日産 中国 セット A
最低 料金	最初の 15kWh まで一律	759.68 円	759.68 円
電力 量料 金 (1k Wh につ き)	15kWh をこえ 120kWh まで	32.12 円	31.71 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	38.60 円	38.05 円
	300kWh 超過	40.66 円	40.07 円

(2)e-でんき for 日産中国基本 B / e-でんき for 日産中国セット B

区分		e-でんき for 日産 中国 基本 B	e-でんき for 日産 中国 セット B
基本 料金	契約容量 1kVA につき	447.97 円	447.97 円
電力 量料 金 (1k Wh につ き)	最初の 120kWh まで	29.51 円	29.15 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	35.42 円	34.94 円
	300kWh 超過	37.23 円	36.71 円

(3) e-でんき for 日産中国 EV

区分	e-でんき for 日産 関西 EV

		電力量料金 (1kWhにつき)		昼間時間	38.90 円	
				夜間時間	30.76 円	
		(4)e-でんき for 日産中国低圧電力				
		区分				e-でんき for 日産中国低圧電力
		基本料金	契約電力 1kWにつき			1,075.04 円
		電力量料金 (1kWhにつき)	夏季料金	契約電力 ×125kWh まで		25.60 円
				上記超過		40.20 円
		電力量料金 (1kWhにつき)	その他季料金	契約電力 ×125kWh まで		24.41 円
				上記超過		38.27 円

e-でんき for 日産 再エネプラン 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・エリアごとの約款統合による条項の変更および記載項目の変更
- ・一部内容改定、適用単価の変更
- ・別紙2料金メニュー表の新設

2. 電気料金メニュー約款 (e-でんき for 日産 再エネプラン) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	電気料金メニュー約款 (e-でんき for 日産 東北エリア版) 再エネ B 再エネ C 再エネ低圧電力 (e-でんき for 日産 関西エリア版) 再エネ A 再エネ B 再エネ低圧電力 (e-でんき for 日産 中国エリア版) 再エネ A 再エネ B 再エネ低圧電力 (e-でんき for 日産 九州エリア版)	電気料金メニュー約款 e-でんき for 日産 (再エネプラン)
第1条 東北 東京 関西 中国 九州	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで（東北エリア）東北電力ネットワーク株式会社、（東京エリア）東京電力パワーグリッド株式会社、（関西エリア）関西電力送配電株式会社、（中国エリア）中国電力ネットワーク株式会社の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで <u>東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>
第2条 中国	3. 昼間時間 毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。 4. 夜間時間 毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。	第2条 第3項、第4項 削除
第4条 第1項 東北 九州	1.e-でんき for 日産東北再エネ B/九州再エネ B (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、（東北エリア）標準周波数50ヘルツ（九州エリア）標準周波数60ヘルツといたします。	1.e-でんき for 日産東北再エネ B/九州再エネ B (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は <u>以下のとおりといたします。</u>



	<p>(九州エリア)</p> <table border="1"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>632 円 48 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>948 円 72 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,264 円 96 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,581 円 20 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,897 円 44 銭</td></tr> </table> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(東北エリア)</p> <table border="1"> <tr><td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>31 円 01 銭</td></tr> <tr><td>120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>37 円 71 銭</td></tr> <tr><td>上記超過 1 キロワット時につき</td><td>41 円 62 銭</td></tr> </table> <p>(九州エリア)</p> <table border="1"> <tr><td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>19 円 23 銭</td></tr> <tr><td>120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>24 円 66 銭</td></tr> <tr><td>上記超過 1 キロワット時につき</td><td>27 円 57 銭</td></tr> </table> <p>(c)最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <p>(東北エリア)</p> <table border="1"> <tr><td>1 契約につき</td><td>359 円 58 銭</td></tr> </table> <p>(九州エリア)</p> <table border="1"> <tr><td>1 契約につき</td><td>334 円 26 銭</td></tr> </table>	契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭	契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭	契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭	契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭	契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	31 円 01 銭	120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	37 円 71 銭	上記超過 1 キロワット時につき	41 円 62 銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 23 銭	120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 66 銭	上記超過 1 キロワット時につき	27 円 57 銭	1 契約につき	359 円 58 銭	1 契約につき	334 円 26 銭	<p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p> <p>(c)最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙 2 (料金メニュー表) の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>
契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭																											
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭																											
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭																											
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭																											
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭																											
120キロワット時までの1キロワット時につき	31 円 01 銭																											
120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	37 円 71 銭																											
上記超過 1 キロワット時につき	41 円 62 銭																											
120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 23 銭																											
120 キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 66 銭																											
上記超過 1 キロワット時につき	27 円 57 銭																											
1 契約につき	359 円 58 銭																											
1 契約につき	334 円 26 銭																											
<p>第 4 条 第 2 項  東北 九州</p>	<p>2.e-でんき for 日産東北再エネ C/九州再エネ C (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、東北エリア) 標準周波数 50 ヘルツ (九州エリア) 標準周波数 60 ヘルツ</p>	<p>2.e-でんき for 日産東北再エネ C/九州再エネ C (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr><td>東北エリア</td><td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ)</td></tr> <tr><td>九州エリア</td><td>標準周波数 60 ヘルツ</td></tr> </table>	東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ)	九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ																						
東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ)																											
九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ																											

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。（東北エリア）

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭
-------------------	---------

(九州エリア)

契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭
-------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(東北エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	31円01銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円71銭
上記超過1キロワット時につき	41円62銭

(九州エリア)

120キロワット時までの1キロワット時につき	19円23銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円66銭
上記超過1キロワット時につき	27円57銭

(4)電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

第4条  
第1項  
関西  
中国

1. e-でんき for 日産関西基本 A/中国基本 A  
(2)供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび

5.e-でんき for 日産関西基本 A/中国基本 A  
(2)供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび

200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

**(4)電気料金**

1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円 (以下単に「X 円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

**(a) 料 金**

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

**(関西エリア)**

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	462 円 01 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 43 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	29 円 53 銭

**(中国エリア)**

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	782 円 18 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 62 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 10 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	42 円 16 銭

200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
----------	--------------

**(4)電気料金**

1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

**(a)料金**

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

第 4 条  
第 4 項  
  
関西  
中国

4.e-でんき for 日産関西再エネ B/中国再エネ B  
(2)供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび

7.e-でんき for 日産関西再エネ B/中国再エネ B  
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび

200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

**(4) 電気料金**

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載の X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

**(a) 基本料金**

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

（関西エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 94 銭
---------------------	------------

（中国エリア）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 97 銭
---------------------	------------

**(b) 電力量料金**

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

（関西エリア）

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 87 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 98 銭
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 42 銭

（中国エリア）

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 01 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 92 銭
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 73 銭

200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国エリア

標準周波数 60 ヘルツ

**(4) 電気料金**

1 月の料金は、別紙 2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

**(a) 基本料金**

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

**(b) 電力量料金**

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

第4条  
第5項

東北  
関西  
中国  
九州

6. e-でんき for 日産東北低圧電力/関西低圧電力/  
中国低圧電力/九州低圧電力

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(東北エリア)

契約電力1キロワットにつき	1,237円64銭
---------------	-----------

(関西エリア)

契約電力1キロワットにつき	1,012円77銭
---------------	-----------

(中国エリア)

契約電力1キロワットにつき	1,075円04銭
---------------	-----------

(九州エリア)

契約電力1キロワットにつき	941円37銭
---------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

(東北エリア)

夏季料金	契約電力×125キロワット時までの1キロワット時あたり	27円92銭
------	-----------------------------	--------

5. e-でんき for 日産東北低圧電力/関西低圧電力/  
中国低圧電力/九州低圧電力

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

		上記超過1キロワット時につき	42円33銭	
その他季料金		契約電力×125キロワット時までの1キロワット時あたり	26円53銭	
		上記超過1キロワット時につき	40円16銭	
(関西エリア)				
夏季料金		契約電力×125キロワット時までの1キロワット時あたり	14円77銭	
		上記超過1キロワット時につき	23円14銭	
その他季料金		契約電力×125キロワット時までの1キロワット時あたり	13円41銭	
		上記超過1キロワット時につき	20円92銭	
(中国エリア)				
夏季料金		契約電力×125キロワット時までの1キロワット時あたり	27円10銭	
		上記超過1キロワット時につき	41円70銭	
その他季料金		契約電力×125キロワット時までの1キロワット時あたり	25円91銭	
		上記超過1キロワット時につき	39円77銭	
(九州エリア)				
夏季料金		契約電力×125キロワット時までの1キロワット時あたり	17円39銭	
		上記超過1キロワット時につき	27円33銭	
その他季料金		契約電力×125キロワット時までの1キロワット時あたり	15円83銭	
		上記超過1キロワット時につき	24円79銭	
新設別紙2  料金メニュー表  東北 関西 中国 九州				新設別紙2 料金メニュー表 <b>1.東北エリア</b> (1)e-でんき for 日産東北再エネ B e-でんき for 日産東北セット B
		区分	e-でんき for 日産東北再エネ B	
基本料金	契約電流	20A	739.20円	
	契約電流	30A	1,108.80円	
	契約電流	40A	1,478.40円	
	契約電流	50A	1,848.00円	
	契約電流	60A	2,217.60円	

電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	31.01円
	120kWhをこえ 300kWhまで	37.71円
	300kWh超過	41.62円
最低月額料金		359.58円

(2) e-でんき for 日産東北基本 C / e-でんき for 日産東北セット C

区分		e-でんき for 日産東北再エネ C
基本料金	契約容量 1kVA につき	369.60円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	31.01円
	120kWhをこえ 300kWhまで	37.71円
	300kWh超過	41.62円

(3) e-でんき for 日産東北低圧電力

区分		e-でんき for 日産東北再エネ低圧電力	
基本料金	契約電力 1kW につき	1,237.64円	
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季料金	契約電力 ×125kWh まで	27.92円
		上記超過	42.33円
	その他季料金	契約電力 ×125kWh まで	26.53円
		上記超過	40.16円

## 2. 関西エリア

(1) e-でんき for 日産関西基本 A / e-でんき for 日産関西セット A

区分		e-でんき for 日産関西再エネ A
最低料金	最初の15kWhまで一律	545.08円
電力量料金 (1kWhにつき)	15kWhをこえ 120kWhまで	21.10円
	120kWhをこえ 300kWhまで	26.33円
	300kWh超過	29.22円

(2) e-でんき for 日産関西基本 B / e-でんき for 日産関西セット B

区分		e-でんき for 日産 関西再エネ B
基本料金	契約容量 1kVA につき	447.21 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	18.77 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	21.88 円
	300kWh 超過	24.31 円

(4) e-でんき for 日産関西低圧電力

区分		e-でんき for 日産関西 再エネ 低圧電力	
基本料金	契約電力 1kw につき	1,044.64 円	
電力量料金 (1kWh につき)	夏季 料金	契約電力 ×125kWh まで	14.69 円
		上記超過	23.06 円
	その他季 料金	契約電力 ×125kWh まで	13.32 円
		上記超過	20.83 円

3.中国エリア

(1)e-でんき for 日産中国再エネ A

区分		e-でんき for 日産 中国再エネ A
最低料金	最初の 15kWh まで 一律	782.18 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	33.62 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	40.10 円
	300kWh 超過	42.16 円

(2)e-でんき for 日産中国再エネ B

区分		e-でんき for 日産 中国再エネ B
基本料金	契約容量 1kVA につき	447.97 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	31.01 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	36.92 円
	300kWh 超過	38.73 円

(3)e-でんき for 日産中国再エネ低圧電力

区分	e-でんき for
----	-----------

		日産中国 再エネ 低圧電力	
基本 料金	契約電力 1kW につき		
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契 約 電 力 ×125kWh まで	27.10 円
		上記超過	41.70 円
	その 他季 料金	契 約 電 力 ×125kWh まで	25.91 円
		上記超過	39.77 円

#### 4.九州エリア

##### (1) e-でんき for 日産九州再エネ B

区分		e-でんき for 日産 九州再エネ B
基本 料金	契約電流 20A	632.48 円
	契約電流 30A	948.72 円
	契約電流 40A	1,264.96 円
	契約電流 50A	1,581.20 円
	契約電流 60A	1,897.44 円
電力 量料 金 (1k Wh につ き)	最初の 120kWh ま で	19.32 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	24.75 円
	300kWh 超過	27.66 円
最低月額料金		335.34 円

##### (2) e-でんき for 日産九州再エネ C

区分		e-でんき for 日産 東北再エネ C
基本 料金	契約容量 1kVA に つき	316.24 円
電力 量料 金 (1k Wh につ き)	最初の 120kWh ま で	19.32 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	24.75 円
	300kWh 超過	27.66 円

##### (3) e-でんき for 日産九州再エネ低圧電力

区分		e-でんき for 日産東北 再エネ 低圧電力	
基本 料金	契約電力 1kW につき	941.37 円	
電力 量料 金 (1kW	夏季 料金	契 約 電 力 ×125kWh まで	17.52 円
		上記超過	27.60 円

		hに つき)	その 他季 料金	契 約 電 力 ×125kWh まで	15.96 円
				上記超過	25.07 円